に係るものを除く。」

千

百 Ŧī.

+ 円

二千六百円

を

に、

千

円

を

兀

千円

に、

五.

+

円

を

+

に、

(港湾施設用地に係るものを除く。

又は床面」

を

工作物又は床面。

ただし、

港湾施設用

地

第 百十五号議案

東京都港湾管理条例 0) 部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年六月四 日

提

出

者

東 京

**水都知事** 

小

池

百

合

子

東京都港湾管理条例 0) 部を改正する条例

東

京都港湾管理

条例

平

成十六年東京都条例第九十三号)

0)

部を次のように改正する。

别 表第 0) 部 (--)の款客船 ター ミナル 施設 0) 項 中 千 兀 百 Ŧī. + 円 を Ŧī. 千二百 円

二千三百円

二千三百円

Ŧī.

千二百

円

一万円

に、

一千三百

円

を

万五千円 二千三百円 Ŧī. 千二百円

百 七 + 円 「千五百六十円」を「一万二千円」に、 「六千七百五十円」を「三万六千円」に改める。

第 百 + 五号議案 東京都港湾管理条例 の 一 部を改正する条例

別表第四(第二十一条の二関係)別表第四を次のように改める。

			ものに限る。)	易り頁こ曷げる裝弯(別表第一 一の部	岸壁		港湾施設名
駐車場	店舗	事務室	施設のうち知事が指定する場合を				
一月一台につき	一月一平方メートルまでごとに	一月一平方メートルまでごとに	係留十二時間を超える船舶	総トン数一トンにつき係留二時間以上十二時間までの船舶	総トン数一トンにつき係留一時間以上二時間未満の船舶	総トン数一トンにつき 係留一時間未満の船舶	単位
十一万五千円	五千二百円	五千二百円	係留二時間以上十二時間までごとに六円七十 二時間を超える十二時間を超える十二時	十円五銭	七円三十銭	三円七十銭	利用料金

2

この条例の施行の日

( 以 下

1

この条例は、

令和二年七月一日から施行する。

附

則

	るものに限る。)	うち知事が指定す	ル施設の	部一の款客船ターミナル施	
待合所施設		駐車場	他その		
施 設			壁面	土地、工作物又は、床面。ただは、床面。ただ	
使 一 用 般				使 定用 期	
用 た の の 業 め 撮 写 真 使 の 等	一日一平方メートルまでごとに	一日一台につき	一月一平方メー	一月 一平 方	
写真の撮影一時間までごとに一時間までごとに			メートルまでごとに	メートルまでごとに	
三万六千円	百七十円	四千円	二千六百円	五千二百円	

て客船ターミナル施設を使用している者で、その使用の期間が施行日以後にわたるものに係る使用料については、

「施行日」という。)前において、この条例による改正前の東京都港湾管理条例の規定に基づ

なお従

定を改める必要がある。
1の上限額を改定するとともに、利用料金に係る規